

●香川県監査委員公表第30号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、監査の結果に基づき又は監査の結果を参考として措置を講じた旨の通知があつたので、次のとおり公表する。

平成29年9月29日

香川県監査委員 三 谷 和 夫
同 大 西 均
同 香 川 芳 文
同 高 城 宗 幸

- 1 監査対象部局 環境森林部
2 監査対象年度 平成28年度
3 措置の状況

| 監査の結果（対象機関） | | 措置の状況 |
|-------------|--|--|
| 指導注意事項 | <p>ア 旅費について 県外出張の旅費の精算報告に当たり、駐車場代の領収書の添付が誤っていたため、支給額に誤りがあった。 (廃棄物対策課)</p> <p>イ 契約について 試薬等を購入する際の単価契約について、見積書で示された単価と異なる単価で誤って契約を締結しているものがあった。 (環境保健研究センター)</p> <p>ウ 備品について 県有自動車について、6か月法定点検又は12か月法定点検をしていなかった。また、車歴カードに車検の記載がなかった。 (環境保健研究センター)</p> | <p>ア 旅費について 直ちに正しい旅費計算をし、誤支給となった過払旅費の戻入を行った。 今後は、旅費の精算時に添付領収書と一致するか確認するとともに庶務担当でも再度チェックする。</p> <p>イ 契約について 平成29年度からは、契約締結に当たり、契約単価が見積書の単価と一致していることを総務企画課の4人の職員で確認する体制とした。 なお、契約書の単価が誤っていた品目については平成28年度中に購入実績が無く、支払過不足の発生はなかった。</p> <p>ウ 備品について 該当車両2台のうち1台については、平成29年3月に用途廃止し売却した。もう1台の6か月法定点検を実施すべき車両については、平成29年6月に実施した。また、直ちに車歴カードに車検の記載を行った。 なお、平成29年9月をもって法定点検対象の県有車は用途廃止し、全車リース車となり法定点検はリース会社が実施する。</p> |